

監査公表第26号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の37第1項の規定により包括外部監査人が行った平成23年度の包括外部監査の結果に基づき講じた措置について、福島県教育委員会委員長から通知があったので、同法第252条の38第6項の規定により、次のとおり公表する。

平成26年8月22日

福島県監査委員 小松山 善 継
 福島県監査委員 三 村 博 昭
 福島県監査委員 美 馬 武千代
 福島県監査委員 尾 形 克 彦
 26教財第234号
 平成26年5月30日

福島県監査委員 小松山 善 継
 福島県監査委員 三 村 博 昭
 福島県監査委員 美 馬 武千代
 福島県監査委員 尾 形 克 彦
 様

福島県教育委員会委員長 岡

平成23年度包括外部監査の結果に基づく措置の状況について（通知）

このことについて、別紙のとおり措置を講じましたので、地方自治法第252条の38第6項の規定に基づき通知します。

（別紙）

平成23年度包括外部監査の結果に対する措置の状況

項目名	監査結果報告の内容（要旨）	措 置 の 内 容
18 美術品等取得基金	<p>(6) 基金の監査結果</p> <p>当基金の過去の積立てと基金からの取得状況は以下のとおりである。本来、基金で購入した美術品等は、事後的に県の一般会計予算で買戻すべきものであると考える。それにより、美術品等の購入に必要な資金が基金残高として維持されることになる。</p> <p>以下の表のとおり、当基金の新規積立ては平成7年度の102百万円をもって終了し、基金残高は724百万円で固定化した。一方、美術品等の県による買戻しは平成9年度までは毎年実施されていたが、その後は間隔が開き、平成16年度の10百万円の買戻しを最後に実施されていない。また、基金での新規美術品等の購入も平成18年度を最後に、その後4年間実行されていない。</p> <p>バブル経済がピークを過ぎ、崩壊の兆しが見え始めた平成4年度、5年度においては、一時的に全ての美術品等が県に買戻され、当基金で保有する美術品等はなくなった。しかし、平成17年度以後は買戻しが行われないことから、平成22年度末においては、当基金残高のうち678百万円が美術品等で保有するものであり、現預金の残高は46百万円まで減少している。現状のま</p>	<p>平成26年3月31日に26,050千円の買戻しを行った。</p> <p>美術品等については、作品がいつ市場に出るか不明であるなど、あらかじめ予算計上することが困難な面もあることから、県教育委員会では、基金を活用し、円滑かつ効率的に購入してきたところである。このことから、美術品等の購入を行う上で、基金制度は欠かすことができないものである。</p> <p>現在の福島県では、東日本大震災及び原発事故からの復旧、復興等の緊急かつ大きな財政需要が生じていることから、文化や学術振興に係る予算についても、県全体の中で緊急性、必要性などを総合的に判断しながら、今後とも措置を検討していくこととしたい。</p>

までは資金不足により新たな美術品等の購入には大きな支障が生ずる。

当基金は、美術品及び博物館資料の取得を円滑かつ効率的に行うために設置されたものである。すなわち、一般会計の枠外で機動的な美術品等の購入ができるように設定されたものである。したがって、基金側で現物資産を保有し、資金の流動性を失うことは基金の趣旨に合致しないものと考ええる。

財源の問題から、今後とも一般会計による基金保有現物資産の買取りが困難であるならば、当基金を維持する意味はないので、全額取り崩すべきである。一方、今後も当基金を維持し、希少価値のある美術品等の機動的な購入ができるようにするのであれば、可能な限り早い時期に基金が保有する美術品等の買戻しを行い、当基金の現預金残高を増額すべきである。

しかしながら、現在の福島県では、東日本大震災及び原発事故からの復旧、復興等の緊急かつ大きな財政需要が生じていることから、文化や学術振興に係る予算についても、県全体の中で緊急性、必要性などを総合的に判断しながら、予算措置を講ずる必要があると思われる。

よって、当基金を維持するのであれば、福島県民の文化生活の向上や学術振興等の観点から、予算措置が可能となった時点で、速やかに買戻しを行うべきである。

また、当基金で保有する美術品等であっても、現物は県立美術館又は県立博物館で管理保管されている。美術館及び博物館の保有する美術品等の資産に、一般会計で購入したものが基金で保有するものと混在するのは、資産の現く物管理の観点からも望ましくないので、このような観点からも買戻しは必要であると考ええる。